職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月十二日

広島県人事委員会

委員長 加 藤 誠

広島県人事委員会規則第十二号

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する。 職務の級の分類に関する規則(平成二十八年広島県人事委員会規則第二号)の一部を次

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

三人	(略)								· ·	七級〔	(略)				五級	(略)	職務の級	二 公安 (略)	別表第一(年	
略)	(略)	職務を行う課長の	6 警察署の特に困難な業務	受捕左の戦务業務を行う課	₹	4	部主管課の次	の職務	課	1 警察本部の	(略)		3 困難な業務	長の職務 課	職務 非長補佐の	(略)	基準となる職務	公安職給料表(略)	(第二条関係)	改正
	(略)	(略)							部警	等 学 学 本	(略)	(略)		:	部警察本	(略)	機関			後
	(略)	(略)	ー 四 	(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)<	見	+	七 二十—三十		- 略 _ 力	- 	(略)	(略)	(略) (略) (計三) 航 航	ļ	略) ((略)	職務			
=		1																1	型	
一	(略)								岩	比級	略)				五級	(略)	職務の級	一公安(略)	別表第一(年	
(略)	(略)	職務で記している。	6 警察署の特	受捕左の 戦务 業務を行う課	5 寺こ母雅公長の職務の影響を表する	4	部主管課の次	の職務の長	課	1 警察本部の	(略)		3 困難な業務	長の職務の課	職務 非長補佐の	(略)	基準となる職務	公安職給料表(略)	(第二条関係)	改正
									部繁	等	(略)	(路)			部警察本	(略)	機関			前
	(略)	(略)																		

附 則

この人事委員会規則は、令和五年七月一日から施行する。